

洋上風力発電施設 3Dイメージデータ作製業務委託 仕様書

1. 事業目的

国は令和3年10月に「第6次エネルギー基本計画」を策定し、2050年カーボンニュートラルを見据えた2030年に向けた政策対応として、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けて取組みを進めることとしている。

このような中、三重県では令和4年度に三重県再生可能エネルギーポテンシャル調査業務委託（以下、ポテンシャル調査という）を実施し、県内における再生可能エネルギーの賦存量について調査を実施した。

この結果に基づき、洋上風力発電のポテンシャルを有する地域に対し、市町等にヒアリング調査を行ったうえで、洋上風力の3Dイメージデータを作製する場所を選定し、その場所に洋上風力が建設された場合、景観上の影響を検討する際の情報を提供することを目的とする。

2. 業務名

洋上風力発電施設 3Dイメージデータ作製業務委託

3. 履行期間

契約締結の日から令和6年3月15日（金）まで

4. 業務内容

洋上風力が景観へ与える影響について検討するため、国土交通省が提供する3Dマッププラットフォーム（PLATEAU）等で使用可能な洋上風力発電施設の3DイメージデータをKML（Keyhole Markup Language）形式として作製する。

（1）現地調査

洋上風力発電施設の3Dイメージデータの作製にあたり、ポテンシャル調査の結果を基に、県と協議のうえ、三重県内の洋上風力発電の賦存量のある地域における市町へのヒアリング調査を行い、洋上風力発電施設の3Dイメージデータの設置位置を選定する。

（2）3Dイメージデータの作製

仕様等は概ね次のとおりとするが、詳細は三重県との協議により決定すること。

- ① 風車を設置する座標は（1）の調査を基に、着床式、浮体式など風車の形式に加え、風向や水深等必要な条件を精査し設定すること。
- ② 1海域に設置する風車は15MW級を50基程度とし、概ね2海域に設定すること。
- ③ 視点の移動軌跡の設定用データを2ルート程度作製すること。
- ④ 検討段階で複数イメージの比較を可能とすること。
- ⑤ 3Dイメージデータの使用について、設定方法などの資料を作成するとともに説明会を開催すること。

5. 業務の進め方

(1) 実施体制

受託者は、契約書の条項に基づき実施責任者を設置し三重県に書面で報告するものとする。

(2) 実施計画

ア 受託者は契約締結日から起算して10日以内に三重県と協議のうえ委託業務実施計画書を作成し、三重県の承認を得るものとする。

イ 受託者は、実施計画に変更が生じたときは、適宜三重県と協議を行い三重県の承認を得るものとする。

(3) 中間報告

受託者は業務の進捗状況について三重県と協議のうえ中間報告を行うものとする。

(4) 完了報告

受託者は、委託業務が完了したときは、契約書の条項に基づき遅滞なく委託業務完了報告書を三重県に提出するものとする。

(5) 成果品の提出

ア 受託者は、業務が完了した時点で委託業務完了報告書とともに、成果品に関する取扱説明等を記載した成果報告書を提出し、書面により検査を申し出るものとする。

イ 成果報告書の体裁、部数、提出方法等

掲載する内容等は協議のうえ決定するものとし、電子データ（DVDまたはUSBメモリ）1セットと紙（A4両面）2部を提出するものとする。

ウ 成果品の帰属

本業務の成果品については、全て三重県に帰属するものとし、受託者は三重県の許可なくして、これを複製、貸与、流用してはならない。

なお、廃棄を行う場合は機密情報保護に留意し適切に処理すること。また、受託者が成果品に有する著作権・人格権を有する場合においても三重県及び指定の者に対してこれを行行使しないものとする。

エ 成果品の補足・修正

本業務完了後、三重県が成果品に不備があると認めた場合及び受託者の過失等に起因する不良箇所が発見された場合は、受託者は三重県の指示に従い、訂正、補足及びその他必要な作業を実施することとする。

オ その他

受託者は、本委託業務を実施する際は関係法令等を遵守し、関係機関に対する手続きが必要な場合は適切に対応すること。

三重県及び受託者以外の第三者の知的財産権が関与する内容を報告書に盛り込む場合は、必要に応じて事前に当該権利保有者の了承を得て報告書内に出典を明記し、当該権利保有者に二次利用の了承を得ることとし、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、事前に三重県に協議すること。

6. 検査

検査は、委託業務完了後の別途指示する日時・場所において実施するものとする。

7. 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。

なお、三重県が必要と認めるときは、受託者からの請求に基づき、前金払いをすることができるものとする。

8. 変更に関する協議

業務内容の変更、及び契約期間の延長、及び契約金額の変更については、契約書の条項によるものとする。

9. 障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応すること。

10. その他特記事項

- (1) 受託者は、業務の遂行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 三重県に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じる恐れがある場合は、三重県と協議を行うこと。
- (2) 三重県は、受託者が（1）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者又は従事していた者は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。
- (4) 業務内容は、ユニバーサルデザイン、環境、人権に配慮し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応すること。
- (5) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。

1 1. 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県 雇用経済部 新産業振興課 中北、大西

電話：059-224-2316 ファクシミリ：059-224-2078

電子メール：shinsang@pref.mie.lg.jp